

学校法人瓜生山学園 知的財産ポリシー

2013年12月10日制定

2014年01月01日公示

学校法人瓜生山学園は、その設置する各課程、研究諸機関における教育・研究の成果として生じた知的財産及び知的財産権の活用を促進し、以って本学園設立の目的である芸術による社会貢献と平和創造に寄与するため、以下の知的財産ポリシーを策定する。

1. 本ポリシーの適用対象者

- ・本ポリシーの適用対象者は、役員、教職員並びに本学と研究成果または発明について契約を交わしている学生、研究員、非常勤教職員（以下総称し「教職員等」）とする。

2. 本ポリシーの対象とする活動

- ・本ポリシーの対象とする活動は、外部との契約に基づき実施される受託研究・事業、共同研究・事業のほか、契約に基づかない産学官連携活動、及びその他学園内での研究活動とする。

なお、以上の活動は、教職員等の自由な発想に基づいて行なわれる学術研究や蓄積された教育の成果を活用した社会との連携活動を指す。

3. 知的財産の創出と活用

- ・本学園は、広く社会発展のために有益な知的財産の創出を行う。
- ・本学園で生じた知的財産権は、本学園設立理念に基づきこれを積極的に活用し、同理念及び諸規程、ポリシーに反しない範囲において、知的財産の権利化と社会的活用に努める。

4. 知的財産管理、保護体制整備

- ・適切な知的財産の管理・保護のため、必要な組織および制度の整備を行う。

あらゆる連携活動においては守秘義務及び成果公開条件を遵守し、連携先の利益を保全する。

5. 知的財産の帰属と利益配分

- ・権利化の結果得られる利益は、本学園の更なる教育・研究活動の推進のために利用する。

受託研究・事業、共同研究・事業等で生じる知的財産権については契約書等でその帰属を明示する。

受託研究・事業、共同研究・事業等を通して、本学園帰属となった知的財産権から発生する収入は、学園諸規程及び学園決裁機関の審議、決定に基づき、本学園及び当該知的財産権を創出した教職員等に適切に配分する。

学園内での研究活動により生じた知的財産権のうち、経費負担や施設利用等の点で学園の貢献度が高い場合は、その帰属及び利益配分につき本学園と研究者間で協議する。協議の責は研究者の所属に応じ、京都芸術大学学長、付置研究センター所長、京都芸術デザイン専門学校校長及び事務局担当部門が負い、最終判断の責は理事長が負う。

学生が関与した産学官連携活動によって得られた知的財産権から利益が発生した場合、当該学生に対して貢献度に応じた適切な利益配分を行う。

- ・著作権については、関連法令に照らして瑕疵のない契約上の放棄がある場合を除き、著作権者に留保される。

6. 知的財産教育の推進

知的財産の重要性を認識するために、必要な教育・啓蒙活動、告知を行う。

7. 利益相反への対処

- ・特定の連携活動による技術移転あるいは成果移転が、利益相反の問題を顕在化させることがないようにこれを監理する。
- ・本学園は産学官連携活動を推進するが、学園の根幹である教育活動を優先し、これに相反することのないよう努める。

8. 本ポリシーの改訂と公示

- ・本ポリシーの改訂は、常任理事会の議を経て理事長がこれを公示する。

附則 2020年4月01日 大学の名称変更に伴う関連条文の訂正

2020年4月01日より施行する